

## 美浜3号機差し止め仮処分

# 来年3月に判断

## 福井地裁結審 高浜1〜4号機も

関西電力の美浜原発3号機（美浜町）と高浜原発1〜4号機（高浜町）の運転差し止め仮処分を原告らが求めた2件の申し立てについての審尋が12日、それぞれ福井地裁（加藤靖裁判長）であり、いずれも結審した。地裁は2件の申し立てについて、来年3月の同じ日に地裁としての決定を判断する。

審尋は裁判長が双方から意見を聞く手続きで、非公開で行われる。終了後に美浜原発と高浜原発のそれぞれの申立人側が、福井市の県教育センターで合同の会

見を開いた。

結審はしたが、同日までに各原発での運転差し止めの仮処分申し立てを巡り、関電側と申立人が反論や追加の主張を書面で提出しており、地裁は反論などがあ

る場合は来年1月19日まで受け付けることを説明した。

結審を終え、美浜原発の申立人側で代理人の井戸謙一弁護士は「（裁判長は）自分の頭で考えようとしている。最初から結論を決めて、主張とか事実を探している感じがしなかった」と裁判所のこれまでの姿勢を評価した。

地震規模に対する想定の高さや配管の減肉問題などから運転差し止めを求めてきた、高浜原発の申立人側も、美浜と同様に地裁を評価。代理人の笠原一浩弁護士は「住民の言っていることを丁寧に聞いて理解しようという姿勢が伝わってきた」と話した。